

(利用者の体調不良)

- 運行管理者の指示に従って対応
- 利用者対応時のマスク、使い捨て手袋着用の徹底、利用者対応後の手洗い等の徹底
- 状況に応じ、救急車の手配

(乗務員の体調不良)

- 乗務中の発熱、体調不良の際の運行管理者への連絡の徹底及び乗務中止

6. 利用者、一般国民への周知

- マスク着用、手指消毒の実施、飲酒、カラオケ、大声での会話等の禁止、飲食の手控えなど、利用者に協力を依頼する事項をリーフレットにまとめ、車内に備え付けるなど、利用者への周知を図る。
- 特に、バスの換気性能に鑑みれば、バスはコロナ感染症に対して、十分に安全な乗り物であることを、リーフレットや動画等も活用しながら、利用者や一般国民に十分PRする。